

(準用)
 第七十条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第四十二条まで、第五十八条、第五十九条、第六十六条、第六十八条及び第六十九条の規定は、指定児童デイサービス事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百一条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四百一条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「児童デイサービス計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
 (従業者の員数)
 第八十条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。
 イ 障害児の数が十までは、二以上
 ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上
 2 前項の基準該当児童デイサービスの単位は、基準該当児童デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
 (設備及び備品等)
 第九十条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要な他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。
 3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
 (利用定員)
 第一百十条 基準該当児童デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)
 第一百一十條 第九條から第十七條まで、第十九條、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第四十二条まで、第四十五条、第五十八条、第五十九条、第六十六条、第六十八条、第六十九条及び前節(第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条)の規定は、基準該当児童デイサービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四百一条第一項」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百一条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四百一条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「児童デイサービス計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と、第七十条第一号中「第七十条」とあるのは「第七十一条」と、児童デイサービス計画」とあるのは「基準該当児童デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)
 第一百十二條 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業所が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定生活介護を

行う指定生活介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第九十一条第二項)から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。
 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
 二 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。次条において同じ。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
 (指定通所介護事業所に関する特例)
 第一百十三條 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(第九十一条(第九十一条第二項)から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。
 一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
 二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
 三 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六節 短期入所
 第一節 基本方針
 第一百十四條 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれていた環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
 第二節 人員に関する基準
 (従業者の員数)
 第一百十五條 法第五條第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合には、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。
 2 法第五條第八項に規定する施設であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び当該指定短期入所の事業の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。
 (準用)
 第一百十六條 第六條の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準
 (設備及び備品等)
 第一百十七條 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五條第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。